

## 第11章 準備書についての意見の概要及び事業者の見解



## 第11章 準備書についての意見の概要及び事業者の見解

### 11.1 準備書についての市民意見の概要及び事業者の見解

準備書について市民から提出された意見はなかった。

### 11.2 準備書についての市長意見及び事業者の見解

準備書についての市長意見及び事業者の見解は、以下に示すとおりである。

#### 1 施設計画

市長意見	事業者の見解
今後の緑地計画の策定に当たっては、生物多様性の視点を含めた検討を行い、環境負荷低減・緑化推進に取り組むこと。	本事業においてはヒートアイランド現象緩和に向けて可能な限り緑化空間の確保について検討するとともに、今後の緑地計画の策定にあたっては、水景や多様な植栽計画を行っている先行事例を参考としながら、この地域にふさわしい樹種選定に配慮するなど、生物多様性の視点を含めて検討を行い、環境負荷低減・緑化推進に取り組みます。

#### 2 環境影響評価の項目及び調査・予測・評価の手法

市長意見	事業者の見解
(1) 大気質 建設機械の稼働による大気質への影響については、二酸化窒素の予測結果が環境基準に迫っていることから、今後の工事計画の詳細検討において排出量抑制に努めるとともに、工事の実施に当たっては更なる配慮を行うこと。	建設機械の稼働による大気質への影響については、工事期間中において大気汚染物質排出量が最大となる時期を対象に行っていますが、今後の工事計画の詳細検討においては、最新の排出ガス対策型建設機械の使用、工事の平準化及び効率化などの環境保全措置に取り組むとともに、工事の実施にあたっては更なる配慮を検討し、可能な限り排出量抑制に努めます。
(2) 騒音・振動 ア 工事用車両による道路交通騒音の影響について、事後調査を行うときは、等価騒音レベルの確認だけでなく、実際に走行する工事用車両の最大値と予測式で採用している自動車走行騒音のパワーレベルから算出される数値との乖離の状況を確認し、その結果を踏まえ、必要に応じて追加の環境保全措置を講じること。	工事用車両による道路交通騒音の影響について、事後調査においては等価騒音レベルに加えて最大値も確認し、予測結果等との比較を行うとともに、必要に応じて追加の環境保全措置を検討し、適切に対応します。
イ 建設機械の稼働による建設作業騒音及び建設作業振動の影響については、計画地に隣接した店舗があることを踏まえ、今後の工事計画の詳細検討において影響の低減に努めるとともに、工事の実施に当たっては更なる配慮を行うこと。	建設機械の稼働による建設作業騒音及び振動については、工事期間中において影響が最大となる時期を対象に行っていますが、今後の工事計画の詳細検討においては、低騒音型建設機械の使用、工事の平準化及び効率化などの環境保全措置に取り組むとともに、工事の実施にあたっては更なる配慮を検討し、可能な限り影響低減に努めます。

2 環境影響評価の項目及び調査・予測・評価の手法（つづき）

市長意見	事業者の見解
<p>(3) 風 害</p> <p>ア 建築物の存在が広島地方気象台における気象観測及び気象予報に与える影響が懸念されることから、気象庁がその影響を把握できるように十分調整・協力すること。</p>	<p>建築物の存在による広島地方気象台における気象観測及び気象予報への影響について、気象庁がその影響を把握できるよう、事業計画に係る情報提供や問い合わせ窓口の設置により、気象庁と十分調整・協力できるよう取り組みます。</p>
<p>イ 建築物の存在による風害への影響について、既存資料調査は過去最大クラスの台風を含めた期間について行い、必要に応じて影響の予測及び評価を行うとともに、環境保全措置を追加すること。</p>	<p>建築物の存在による風害への影響について、過去最大クラスの台風（2004年9月7日、台風第18号）を含めた期間での予測等を資料編（p. 67～75参照）に追加しました。なお、風環境評価が変化する地点については、過去最大クラスの台風を含めた期間とすることで風速が増加し、予測に用いる広島地方気象台の気象観測データの風が強くなったことが原因であり、本事業における建築物の存在による風害への影響に係る予測及び評価については、本編の結果にて問題ないと考えます。</p>
<p>(4) 廃棄物</p> <p>ア 工事により、発生する残土について、発生量や有効利用量、搬出先などを適切に把握して、これらの記録を保管するとともに、必要に応じて事後調査に追加すること。</p>	<p>工事により発生する残土については、建設発生土の運搬先の明確化等の取り組みとして、資源有効利用促進法の省令改正（令和5年1月）等により、搬出先の盛土規制法の許可等の確認や搬出後の土砂受領書等の確認が義務づけられました。本事業はこれらに則って実施し、工事に伴う残土の発生量や有効利用量、搬出先などの適切な把握・記録保管を行うため、事後調査への追加は不要と考えます。</p>
<p>イ 工事の実施に当たっては、廃棄物の削減に努め、処分先に影響が出ないよう計画的に廃棄物を処分すること。</p>	<p>工事の実施にあたっては、廃棄物の発生抑制・減量化・再資源化に向けた環境保全措置に取り組むとともに、更なる配慮を検討し、可能な限り処分先に影響が出ないよう計画的な廃棄物の処分に努めます。</p>
<p>(5) 温室効果ガス</p> <p>施設の供用による二酸化炭素の排出量について、竣工後の使用エネルギー別二酸化炭素排出原単位の予測も検討に含め、削減に努めること。</p>	<p>竣工後の使用エネルギー別二酸化炭素排出量原単位を考慮した二酸化炭素排出量の予測を資料編（p. 77～78参照）に追加しました（現在の原単位を用いた予測結果：約12,080t-CO<sub>2</sub>/年、将来の原単位を用いた予測結果：約5,939t-CO<sub>2</sub>/年）。なお、計画地が位置するエリアのエネルギー供給会社においては、現時点で将来目標値等の設定はなく、国等の目標値に向けた戦略策定の段階であることから、竣工後の使用エネルギー別二酸化炭素排出量原単位は、国等が示す2030年度目標値としました。</p> <p>今後の設計の詳細検討にあたっては、使用エネルギー別二酸化炭素排出量原単位の将来予測や二酸化炭素排出削減対策の最新動向等を踏まえて、二酸化炭素排出量の削減に努めます。</p>